

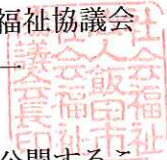
様式第4号

文書一部公開決定通知書

6 飯社第764号
令和7年2月10日

株式会社 章設計 代表取締役 板倉正明 様

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
会長 原 重一



令和7年1月28日付けで公開申出のありました文書について、次のとおり一部を公開することを決定したので、社会福祉法人飯田市社会福祉協議会情報公開規程第10条第1項の規定により通知します。

文書の名称	1. 原重一会長就任時からの出勤簿一切の写し。 2. 非常勤会長職が常勤とされた理由書及び経過書面の写し。 3. 上記変更による飯田市への届出書類関係書一切の写し。
公開しない部分	上記2～3
公開しない理由	2 文書不存在 ・会長職に関し、常勤・非常勤の定めは定款その他規程に位置付けられていない。出勤及び勤務時間は必要に応じて対応している。 3 文書不存在 ・上記のため文書不存在
※上記理由がなくなる期日	記載事項なし
公開する日時	申出より15日以内に郵送
公開する場所	記載事項なし
連絡先等	飯田市東栄町3108-1 飯田市社会福祉協議会 総務係 電話0265-53-3040

- (注) 1 ~~当日、この通知書をお持ちのうえ、公開する場所へおいでください。~~
~~なお、上記の日時が都合の悪い場合は、事前に連絡先までお知らせください。~~
- 2 ※欄は、公開しない理由がなくなる期日を明示する場合に記入してありますので、明示された日以後に改めて文書の公開を請求してください。
- 3 公文書の公開により得た情報は、適正に使用してください。
- 4 あなたが、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申出をすることができます。